手付 宅建 H21-10-2 ≪#714≫

【問】正誤をつけよ。

Aを売主、Bを買主として甲土地の売買契約を締結した。BがAに解約手付を交付している場合、Aが契約の履行に着手していない場合であっても、Bが自ら履行に着手していれば、Bは手付を放棄して売買契約を解除することができない。



【答え】誤り

≪ポイント≫ 手付【宅建 ★入門】

買主が売主に手付を交付したときは、**買主はその手付を放棄**し、**売主はその倍額を現実に** 提供して、契約の解除をすることができる。ただし、**その相手方が契約の履行に着手した後は、** この限りでない。(民法 557 条)

⇒ 相手方が履行に着手した後は、手付解除できない (自分が履行に着手しているか否かは関係がない)

